

競争入札設計図書等に関する回答書

令和 7 年 5 月 2 0 日

福島県いわき建設事務所長

工事（委託業務）番号	第 25－41380－0053 号
工事（委託業務）名	河川海岸改良（改良）工事（堤防舗装）
質 問 事 項	
1. JR線に近い湯長谷川左岸（L=16.0m）並びに藤原川右岸（L=100m）箇所は入札公告にはJR近接工事には該当しないと明記されております。しかしJR線に最接近した場合の施工範囲が明らかに線路中心より約8m内に入ってしまうJR近接工事とみなされる可能性が大きいと考えます。JR近接工事とみなされた場合、列車見張員等の配置など工事規制により工事内容が変わります。JR側との事前協議の有無を含めて見解をお伺いします。 2. また現地を確認したところ上記2箇所は既設完了工事と擦り付けるとすれば、明らかに施工延長が長すぎると思われます。併せて見解をお伺いします。	
回 答 事 項	
1. JR 近接箇所は協議中です。軌道敷中心から JR 境界まで 8m 程度離れているため、JR 近接工事には該当しないと考えております。なお、工事着工前に JR と施工位置や施工方法について打合せを予定しています。 2. 施工延長は、JR との境界から既設舗装箇所までの未施工区間を概算で計上しています。技術管理費に計上した縦断測量・横断測量の成果に基づき、福島県工事請負契約約款第 18 条に基づき協議の対象とします。	

競争入札設計図書等に関する回答書

令和 7 年 5 月 2 0 日

福島県いわき建設事務所長

工事（委託業務）番号	第 25－41380－0053 号
工事（委託業務）名	河川海岸改良（改良）工事（堤防舗装）
質 問 事 項	
1．藤原川工区において、路体（築堤）盛土・路肩盛土および、防草シート設置個所の下地処理として、法面整形が必要と思われますが、設計変更の対象となるか否かご教授願います。	
回 答 事 項	
1．施工条件等の事実が確認され、必要があると認められるときは、福島県工事請負契約約款第 18 条に基づき協議の対象とします。	

競争入札設計図書等に関する回答書

令和7年5月20日

福島県いわき建設事務所長

工事（委託業務）番号	第 25－41380－0053 号
工事（委託業務）名	河川海岸改良（改良）工事（堤防舗装）
質 問 事 項	
1. 本工事は「土木工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）」を遵守するものと理解して良いですか？ 2. 設計図の測量及び設計の欄が空白ですが、この図面はコンサルタントに業務委託した成果品ではないということでしょうか？ 3. 図面番号 3/6 と図面番号 6/6 とで No. 10 の横断の図示が異なっております。 4. 施工箇所のうち 2 箇所が JR 常磐線と近接しておりますが、施工するための前提条件として仮に発注者側で J R 東日本との調整や手続きが必要な場合は、それらは全て済んでいるという理解で良いですか？ 5. 平面図に藤原川右岸の堤防舗装区間が L=100m と表示されている範囲の現地踏査を実施した結果、未舗装区間は L=20m 程度でしたが契約後に減工となるのでしょうか？ 6. 湯長谷川の図面にある縦断図と横断図が藤原川にはありませんが、それらの図面は契約後に発注者から提供されるという理解で良いですか？ 7. 今回施工する箇所の周辺の堤防舗装の区画線は溶融式で施工されていますが、設計思想が変わってペイント式になったという理解で良いですか？ 8. 藤原川の表土剥ぎを行った残土処分先が赤井石材(株)となっていますが、契約後に処分先が藤原ストックヤードに変更となり、減工となることはあるのでしょうか？	

回 答 事 項
1. 御理解のとおりです。
2. 御理解のとおりです。
3. 図面番号 3/6 は、法留擁壁の数量算出も兼ねていますので、図面番号 6/6 とは一致しておりません。
4. JR 近接箇所は協議中です。軌道敷中心から JR 境界まで 8m 程度離れているため、JR 近接工事には該当しないと考えております。なお、工事着工前に JR と施工位置や施工方法について打合せを予定しています。
5. 施工延長は、JR との境界から既設舗装箇所までの未施工区間を概算で計上しています。技術管理費に計上した縦断測量・横断測量の成果に基づき、福島県工事請負契約約款第 18 条に基づき協議の対象とします。
6. 技術管理費として縦断測量・横断測量を計上しております。その結果を基に、発注者で計画を図示した図面を提供します。
7. 御理解のとおりです。
8. 藤原ストックヤードの受入れ条件を満足しないため、赤井石材(株)を搬出先としております。